

妙高市告示第 1 1 7 号

悪臭防止法（昭和 4 6 年法律第 9 1 号。以下「法」という。）第 3 条の規定により、規制地域を次の 1 のとおり指定し、同法第 4 条第 2 項の規定により規制基準を次の 2 のとおり定め、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

なお、関係図面は、妙高市環境生活課（妙高市栄町 5 番 1 号）に備え置いて、市役所開庁日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで縦覧に供する。

令和 3 年 4 月 1 日

妙高市長 入 村 明

1 規制地域

| 区域の区分 | 規 制 地 域 |
|---------|----------------|
| 第 1 種区域 | 別図 1、別図 2 のとおり |
| 第 2 種区域 | 別図 1 のとおり |
| 第 3 種区域 | 別図 1、別図 2 のとおり |

備 考

第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域のうち法第 3 条の規定により市長が指定する地域をいう。

ア 第 1 種区域 都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定による第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及びこれらに相当する地域

イ 第 2 種区域 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定による準工業地域及び工業又は農林漁業の用に併せて住居の用に供されている地域

ウ 第 3 種区域 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定による工業地域及び工業専用地域並びに悪臭に対する順応のみられる地域

2 規制基準

(1) 法第4条第2項第1号に規定する規制基準

次の表の左欄に掲げる区域の区分に応じ、同表の右欄に掲げる許容限度のとおりとする。

| 区域の区分 | 許容限度 |
|-------|---------|
| 第1種区域 | 臭気指数 10 |
| 第2種区域 | 臭気指数 12 |
| 第3種区域 | 臭気指数 13 |

(2) 法第4条第2項第2号に規定する規制基準

法第4条第2号第1号に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数とする。

(3) 法第4条第2項第3号に規定する規制基準

次の表の左欄に掲げる区域の区分に応じ、同表の右欄に掲げる許容限度のとおりとする。

| 区域の区分 | 許容限度 |
|-------|---------|
| 第1種区域 | 臭気指数 26 |
| 第2種区域 | 臭気指数 28 |
| 第3種区域 | 臭気指数 29 |

附 則

平成24年妙高市告示第44号は、令和3年3月31日限り廃止する。